

○高山市誰にもやさしいまちづくり条例施行規則

平成17年4月1日

市規則第2号

改正 平成17年9月16日市規則第15号

平成18年12月28日市規則第43号

平成20年8月1日市規則第21号

平成22年9月30日市規則第21号

平成25年7月29日市規則第12号

平成28年4月1日市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成16年高山市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。

（平18規則43・一部改正）

(公共的施設等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める公共的施設、同条第9号に規定する規則で定める公共的車両及び同条第10号に規定する規則で定める公共的工作物は、それぞれ別表第1のとおりとする。

（平18規則43・一部改正）

(認定証の交付)

第4条 条例第14条の規定による証票の交付は、高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証（別記様式第1号。以下「認定証」という。）により行うものとする。

2 認定証は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、市長が別に定める基準に適合するものに交付するものとする。

- (1) 公共的施設等であって、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるように整備している場合
- (2) 高齢者、障がい者等個人の特性に配慮したサービスを提供している場合

3 前項の規定にかかわらず、認定証の交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定書を交付しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- 4 認定証の交付を受けようとする者は、高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証交付申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 5 前項の申請書には参考となる図書、写真等を添付するものとする。
- 6 市長は、第4項の交付申請があった場合において、不交付の決定をしたときは、高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証不交付決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、認定証を返還させることができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な事実が判明したとき。
 - (2) 基準に適合しなくなったとき。
 - (3) その他認定証を返還させることが適当であると市長が認めたとき。

（平25規則12・一部改正）

（建築物移動等円滑化基準）

第5条 条例第17条の規定による構造及び配置に関する基準は、次条から第12条までに定めるところによる。

（平18規則43・一部改正）

（階段）

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。
- (3) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

2 前項の規定は、施行令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物（主として高齢者、障がい者等が利用する階段が設けられていないものに限る。）の場合は、適用しない。

（平18規則43・一部改正）

（便所）

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に手すりを設けること。

(4) 床置き式の小便器その他これに類する小便器を設ける場合は、そのうち1以上に手すりを設けること。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築（新築、増築、改築及び用途を変更することをいう。）の規模が、それぞれ同表右欄に掲げる床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計）以上である場合は、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。ただし、当該便所が設けられている建築物に他におむつ交換ができる設備を設けた室（以下「乳幼児用おむつ交換室」という。）が設けられている場合は、この限りでない。

（平18規則43・一部改正）

（浴室等）

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、当該浴室等の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるもの（以下「車いす使用者用浴室等」という。）でなければならない。

(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(2) 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。

(3) 出入口は、次に掲げるものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

（平18規則43・一部改正）

（ホテル又は旅館の客室）

第9条 ホテル又は旅館には、客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得

た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。

(平18規則43・一部改正)

(移動等円滑化経路)

第10条 次に掲げる場合には、施行令第18条第1項の移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）に規定するもののほか、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしなければならない。

- (1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用浴室等を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用浴室等までの経路
- (2) 建築物に乳幼児用おむつ交換室を設ける場合 利用居室から当該乳幼児用おむつ交換室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口（戸を設けるものに限る。）は、出入りの際、降雨及び降雪の影響を少なくする^{ひさし}庇又は屋根を設けること。ただし、当該出入口がピロティ、アーケード等の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合又は当該出入口の戸が自動的に開閉する構造である場合は、この限りでない。
- (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は、140センチメートル以上とすること。
- (3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
 - ウ 始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (4) 移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごは、出入口の反対側に鏡等出入口を見ることが出来る設備を設けること。
- (5) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、140センチメートル以上とすること。また、傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
 - エ 始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(平18規則43・一部改正)

(増築等に関する適用範囲)

第11条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)をする場合には、第6条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 施行令第18条第1項第1号の道等(以下「道等」という。)から前号に掲げる部分にある利用居室(施行令第18条第1項第1号の利用居室をいう。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所(第7条第1項第2号については、車いす使用者用便房を設ける便所に限る。)
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号、第7号及び第9号において同じ。)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (7) 乳幼児用おむつ交換室から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室等
- (9) 車いす使用者用浴室等から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(平18規則43・一部改正)

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第12条 条例第15条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第6条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」とする。

(平18規則43・一部改正)

(適用除外)

第13条 第6条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障がい者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

2 条例第18条及び前項の規定による承認を受けようとする者は、適用除外承認申請書（別記様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ別表第3に掲げる図書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請について承認をしたときは、副本により申請者に通知するものとする。

（平18規則43・一部改正）

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条から第13条までの規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月16日市規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、平成19年6月20日から施行する。

附 則（平成20年8月1日市規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日市規則第21号）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成25年7月29日市規則第12号）

この規則は、平成25年7月29日から施行する。

附 則（平成28年4月1日市規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平18規則43・平20規則21・一部改正）

1 公共的施設	1 特定建築物	1 学校
		2 病院又は診療所
		3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
		4 集会場又は公会堂
		5 展示場

		6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		7 ホテル又は旅館
		8 事務所
		9 共同住宅、寄宿舍又は下宿
		10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
		11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
		12 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
		13 博物館、美術館又は図書館
		14 公衆浴場
		15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
		16 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
		17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
		18 工場
		19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
		20 自動車の停留又は駐車のための施設
		21 公衆便所
		22 公共用歩廊
	2 建築物以外の公共交通機関の施設	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (2) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合い

	その他の用に供するもの (3) 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの
3 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他これに類するもの
4 公園等	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園 (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）の適用のある動物園及び植物園 (4) (1) から (3) までに掲げる施設以外の公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類する施設
5 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2項の規定による路外駐車場
2 公共的車両	(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (2) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第1項第12号に規定する旅客車 (3) タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に掲げる航空運送事業で旅客の運送の用に供する航空機
3 公共的工作物	信号機、案内標識、バス停留所、公衆電話施設等公共の用に供するもの

別表第2（第7条関係）

（平18規則43・一部改正）

特別特定建築物	床面積の合計
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	

公衆便所	
診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
公衆浴場	
飲食店	
集会場又は公会堂	1,000平方メートル
展示場	

別表第3（第13条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置

別記様式第1号(第4条関係)

高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証

年 月 日

様

高山市長



次の(施設・サービス)について、高山市誰にもやさしいまちづくり条例第14条に規定する高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用することができる基準に適合していることを認定します。

交付番号	第 号
施設又は団体・個人の名称	
施設の所在地又は団体・個人の住所	高山市
認定基準の内容	

別記様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)高山市長

住所 高山市
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
電話

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証交付申請書

認定証の交付を受けたいので、高山市誰にもやさしいまちづくり条例第14条の規定により申請します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

1 施設又は団体・個人の名称	
2 施設の所在地又は団体・個人の住所	高山市
3 内容	

添付書類

- ・参考となる図面、写真等

別記様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

高山市長



高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証不交付決定通知書

年 月 日に交付申請のありました、高山市誰にもやさしいまちづくり条例認定証については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

1 施設又は団体・個人の名称	
2 施設の所在地又は団体・個人の住所	高山市
3 理由	

正

適用除外承認申請書

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 住所

氏名

印

(法人にあたっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

高山市誰にもやさしいまちづくり条例施行規則第13条の規定により適用除外の承認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 代理者住所・氏名				
2 敷地の地名・地番				
3 地域・地区	用途地域		その他	
4 主要用途			5 工事種別	
6 階数			7 構造	
	申請部分		申請以外の部分	合計
8 敷地面積				
9 建築面積				
10 延べ面積				
11 申請理由	緩和条項	第 条 第 項 第 号		
	(理由)			
※ 受付	※ 確認欄			
	課長	係長	係	担当

注1 正の※欄及び副の通知欄は、記入しないでください。

2 申請者の氏名の記載欄を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

副

適用除外承認通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

高山市長

印

高山市誰にもやさしいまちづくり条例施行規則第13条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

1 代理者住所・氏名			
2 敷地の地名・地番			
3 地域・地区	用途地域		その他
4 主要用途			5 工事種別
6 階数			7 構造
	申請部分	申請以外の部分	合計
8 敷地面積			
9 建築面積			
10 延べ面積			
11 申請理由	緩和条項	第 条 第 項 第 号	
	(理由)		
12 備考			

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

（平22規則21・平25規則12・一部改正）

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第4号（第13条関係）

（平22規則21・平28規則8・一部改正）